

裁判員経験者意見交換会議事録（令和2年2月7日開催）

司会者：私は、堺支部の第2刑事部で裁判長をしております安永と申します。司会を務めさせていただきます。本日は、4名の裁判員経験者の方にお集まりいただきました。経験された事件は、皆様いろいろだと思います。裁判員を経験された方に、いろいろな御意見を頂戴できることを大変楽しみにしております。本日は、どうかよろしく願いいたします。

芹澤裁判官：堺支部第2刑事部で裁判官をしております芹澤と申します。本日は、どうぞよろしく願いいたします。裁判員を実際に経験された方の率直な御意見、御感想などをいただいて、今後の裁判に役立てられればと思っております。

宮川検察官：大阪地方検察庁堺支部検事の宮川と申します。私も現在公判を担当しておりますが、何件か裁判員裁判をさせていただいておりますので、皆さんの御意見を聞かせていただければと思っております。よろしく願いいたします。

高山弁護士：大阪弁護士会弁護士の高山と申します。本日は、よろしく願いいたします。私も刑事事件を担当しており、裁判員裁判については今までに11件くらい経験させてもらっておりますが、実際に裁判員を経験された皆さんの話を伺って、弁護士会へ持ち帰り、今後の弁護人としての活動に生かせるようにしたいと思っております。

司会者：それでは、裁判員経験者の方から、いつ頃どういう事件を担当されたのか、あるいは、裁判員を経験されて、印象深かった出来事とか感想をお願いできればと思います。

裁判員経験者1：昨年5月に選ばれて、裁判員をさせていただきました。家族間での放火未遂事件でした。すごく勉強になりました。

裁判員経験者2：私も選ばれたのは5月だったと思いますが、放火事件でした。すごく勉強になってよかったなという印象でした。

裁判員経験者 3：昨年の1月中旬に選ばれて、一週間、月曜日から金曜日まで裁判員を経験しました。大学生の息子さんがお母さんを刺すという殺人未遂事件でした。私は、裁判員制度ができて2年目のときと10年目のときに、裁判員候補者名簿に登載されたという案内が来ました。しかし、実際に裁判員になったのは、今回が初めてだったので、大変緊張したのを覚えています。

裁判員経験者 4：殺人事件を担当しましたが、裁判に関わる前は、人を殺めると、その方は死刑になると思っておりました。しかし、裁判員裁判を経験して、裁判の場合は懲役何年などと決まっているということが分かり、全部が全部死刑になるわけではないと理解できました。

司会者：それでは、本題の方に移らせていただきます。なお、意見交換会におきましても、裁判員経験者の皆さんには守秘義務があります。事件の争点や量刑の結論について、御自分がどのような意見を持たれたのかということとか、その点について、評議で他の人がどういう意見を述べたのかということ、また、結論を決めた際に、全会一致で決まりましたよとか、いや、多数決でしたよ、という点も含めて、その辺りは明らかにしないようお願いいたします。

それでは、まず話題事項の一つ目ですが、裁判員として参加しやすい裁判になっていたかどうかということを取り上げたいと思います。裁判員裁判は、普段裁判と関わりのない生活をしている国民の皆様に裁判員になっていただいて、刑事裁判という重い仕事をしていただくことになっております。そのため、裁判員の選任から法廷での審理、評議に至るまで、裁判員の方が参加しやすい制度、運用になっていなければなりません。そこで、裁判員経験者の皆さんが担当された裁判員裁判が、裁判員として参加しやすい裁判になっていたのかどうかなどについてお尋ねします。

まずは、裁判員に選ばれるまでのことをお伺いしたいと思います。秋くらいに、ある日突然、裁判所から分厚い封筒が届きます。その後、皆さんの方で、裁判所に調査票というものを出されたと思います。そして、実際、特定の事件で候補者に選ばれ、その旨の封筒が選任手続期日の2か月前くらいに届きま

す。その後、2か月経過し、裁判所にお越しただいて、裁判員に選ばれたというのが一連の流れだと思います。この裁判員に選ばれるまでの一連の流れでは、自分の普段の生活をしていると、ある日突然、そのような話が舞い込んでくるわけなので、裁判所にお越しただくには何か調整する必要があったのではないかと推測されますが、実際にその辺りの御苦勞とかをお聞きしたいと思います。あるいは、もう少しこのように変えてもらえると、もっと参加しやすくなるのではないかとというような御意見があれば、併せて御紹介いただければと思います。

裁判員経験者 1：スケジュールの点で、少し苦勞しました。選ばれた裁判員裁判の時期がちょうどゴールデンウィーク明けだったので、裁判に参加するため、そこで一週間休暇を取ってしまうと、長期休暇の後、さらに、休みが一週間加わることになるので、実に二週間以上仕事が停滞してしまうことになります。そのような理由で、大型連休の後に裁判員裁判があると結構辛いものがあるなと思いました。そのとき、仕事の調整に苦勞したのは覚えています。

司会者：特に、昨年のゴールデンウィークは、10連休くらいの長い連休でした。

裁判員経験者 1：それで、調整に苦勞しました。実際会社の方で少し手伝ってもらったりとか、調整することが多かったです。職場で選ばれたのも私が初めてだったので、職場としても、私が一週間抜けるというのは、多分想定していなかったもので、少してんやわんやしたところがありました。そこが一番大変でした。

司会者：その調整について、周囲の方には前向きに協力していただけただけなんでしょうか。

裁判員経験者 1：もしかして心の中では少しええって思っていたかもしれませんが、国に選ばれたんだから、と少し強引に頼みました。これまで会社内で候補者リストに載ったことがある方は何人かいたので、実際に選ばれたらこのように参加しなければならないというのを、職場全体で少し勉強しました。私の場

合は一週間でしたが、もっと長い人もいたみたいだとか、そのような話のできたので、よかったかなと思います。

司会者：もし1番の方と同じ職場で別の方が裁判員候補者に選ばれたときは、もう少し円滑に調整できそうですか。

裁判員経験者1：そうですね。別の方が候補者リストに載ったときに、「私、載りました。」という一言があれば、もしかしたら選ばれるかもしれないという共通の意識を職場の人は持てるようになったと思います。今後実際に選ばれたときには、連絡頂戴とか、そういう話になったので、次は大丈夫ではないかなと思います。

裁判員経験者2：郵便が届いたときには、やはりこの先どうなるんだろうとか、不安に思いました。しかし、私は専業主婦なので、スケジュール調整とかは特にありませんでした。夫にも「格好よいから、行ってこい。」と言われました。

裁判員経験者3：私の場合は、最高裁判所からの封筒をみただけで震えました。8年前のことです。そのときに、どうしようと思ったのです。こんな私のような大事なことの判断ができるのだろうか、とすごく不安になりました。ちょうど近くで裁判員裁判の市民講座がありましたので、早速それに参加しました。実際の裁判も傍聴に行きました。市民講座を受け終えて、これでいつ裁判所からの案内が来ても安心だという態勢を整えましたが、その年は裁判所からの呼び出しはありませんでした。その後、また裁判所からの封筒が来るというのは念頭になくて、裁判員制度の10周年記念の年だなんて思っていたら、また封筒が届きました。

今回、裁判員裁判に参加して分かったことは、事前に勉強をしなくても、きちんと無事に過ごすことができたということです。本当に上手に進めていただいて、全体の流れの中に自分も乗っかって、いろんな勉強もさせていただきながら無事に終わることができました。そうして思うのは、最高裁判所の封筒で不安感をまき散らすのではなくて、そういう勉強をしておく必要はないんだ

よ、大丈夫だよということアピールできればよいのではないかと思います。
いろんな立場の人の意見が、いろんな形で反映されるとよいなと思います。

裁判員経験者 4：ちょうど裁判所からの郵便物が届いたときは出かけていまして、娘から電話で「何をしでかしたの」と言われたのです。娘に封を開けてもらって、内容を聞いて納得したという印象が強いです。実際に裁判員裁判に参加してみると、裁判官の皆さんが分かりやすく説明してくださり、よかったという印象を持っています。

司会者：3番と4番の方は、裁判所に来られることのスケジュール調整などで難航したとか、困ったということは特になかったのでしょうか。

(裁判員経験者3及び同4，うなずく)

司会者：次に、審理日程についてお伺いします。皆さんの担当された事件の審理日程は、短い方で三日間、長い方で二週間ということになりますが、それぞれ審理日程による、心理的、精神的な負担、あるいは、日常生活とのすり合わせからの負担などが実際にありましたでしょうか。さらに、もう少しこういうふうに日程を組んでくれたらよかったとか、負担を減らせたんじゃないかというような御提案があれば、併せてお伺いしたいと思います。

まず、1番の方は一週間ちょっとの日程でしたが、月曜日から金曜日までの連日開廷でしたね。

裁判員経験者 1：事件に関しては、そこまで心理的な負担はなかったのですが、やはり一週間通して仕事を抜けるのは、先ほどお話したゴールデンウィークのこともあって少し大変でした。ただ、間をあけると忘れてしまう可能性もあると思うので、難しいところだとは思いますが。週の何曜日だけという日程にするのが良いのか悪いのか分からないですが。

司会者：例えば、審理が夕方4時とか5時に終わって、そこから仕事に行くということはされなかったのですか。

裁判員経験者 1：リモートで、家での作業でしたので、職場には行きませんでした。しかし、どうしてもその日の審理が終わってから仕事することになったの

で、そこが大変でした。一週間ずっと忙しく、疲れたなという感じがありました。

司会者：例えば、二週にわたってしまいますが、五日のうち真ん中の水曜日にお休みを取って、月、火、木、金曜日に審理を行い、翌週の月曜日に判決というスケジュールだとどうでしょうか。

裁判員経験者 1：私はその方がありがたいと思いました。

司会者：2番の方は二週間にわたっている一方で、毎週木曜日がお休みというスケジュールだったと思いますが、何か負担はございましたでしょうか。

裁判員経験者 2：二週間という審理日程が長かったのだと今知りました。私は、週四日で、夕方4時や5時に終われば、家事との両立は大丈夫でした。ただ、途中で少し疲れは出てきたように思いますが、裁判員のメンバーがみんないい人で、「だんだん疲れてきたね。」と言い合ったり助け合って二週間過ごしました。

司会者：3番の方も、一週間の審理日程で、月曜日から金曜日まで通しだったのですね。

裁判員経験者 3：最初に案内があったときに、審理日程について月曜日から金曜日までという提示があったので、そういうものかと考えて受け入れたのですが、やはりお休みがあった方がありがたいです。私の場合は、夫が病氣療養中だったのですが、私も夫も何とか健康状態を維持して乗り切れたのでよかったです。でも、やはりどこかで一息つけたら安心だったかなという思いはあります。

裁判員経験者 4：私は、月、火、木曜日の三日間の審理日程でしたが、その間に予定が入るのを避けたので、無事に参加することができました。

司会者：次に、審理、評議が分かりやすかったかどうかについてお伺いします。

まず、審理の方に目を向けてみたいと思います。審理の中では、最初に検察官と弁護人がそれぞれ冒頭陳述をして、その後、証拠調べということで、いろいろな証拠書類を見た後に、証人や被告人から話を聞き、最後に、論告、弁論

ということで、検察官と弁護人の双方から、それぞれの主張の正当性を聞いたと思います。そのような審理全体の流れの中で、ここが分かりやすかったとか、あるいは、ここが分かりにくかったというような点はあったでしょうか。

裁判員経験者 1：全体の流れとしては、ややこしい事件ではなかったと思うので、すごく分かりやすかったです。精神鑑定の話もあり、精神科の先生がいらっしゃってお話を聞いたのですが、私たちに分かるようにかみ砕いてくださったのでよかったですと思っています。ただ、弁護人の質問に分かりにくいところがありました。そこは、後で裁判官の皆さんが補足して細かいところも整理してくださったので、すごく分かりやすくてよかったです。

司会者：精神科医の方の証人尋問は、検察官から質問して証人が答えてという一問一答を繰り返すパターンと、最初にプレゼンテーションのようにまとめて精神科医の証人がしゃべって、それについて後で検察官や弁護人が補足的に質問するというパターンと、大きく分けて二つあるのですが、1番さんの経験された精神科医はどのようなパターンだったか覚えてらっしゃいますか。

裁判員経験者 1：後者のプレゼンテーションが先のパターンだったと思います。

司会者：最初のプレゼンテーション自体から、精神科医の方は分かりやすく説明していたという御記憶ですか。

裁判員経験者 1：はい。専門的なことでややこしい話もあったのですが、お話自体は分かりやすかったので、専門用語などの言葉に置いていかれるという印象はなかったです。

司会者：プレゼンテーションが終わった後の、弁護人の質問に分かりにくいところがあったということですかね。

裁判員経験者 1：はい。それはありました。

司会者：それは、質問している言葉が難しくて分かりにくいのか、それとも、日本語としては分かるけれど、何のために聞くのか分からないということか、どちらでしょうか。

裁判員経験者 1：何を聞きたいのかが分からなくて、少し変な間ができた感じで

した。

司会者：弁護人が質問をしても、精神科医としては何を聞かれているのか分からない様子ですか。

裁判員経験者 1：そうですね。

司会者：2番の方も、精神科医のお医者さんが出てきましたが、どうでしたか。

裁判員経験者 2：いろいろ勉強になったというのが一番思うところです。私は二週間の審理期間で長かったので、最初はよく分からなかったのですが、徐々に慣れて、途中からつかめてきたと感じました。裁判官の方々がリードして聞いてくれたので、評議で意見を求められても答えやすかったです。

司会者：法廷での審理はどうでしたか。分かりやすかったですか。

裁判員経験者 2：はい。証拠書類は分かりやすかったですし、お医者さんの話も分かりやすかったです。お医者さんの話は、私も興味深かったので、一緒に勉強する感じでした。

裁判員経験者 3：耳の痛い話で申し訳ないのですが、私の担当した事件に関しては、弁護人と検察官では、事件にかける時間数が随分と違うのではないかと思います。検察官の方が裁判員裁判だということを意識されていて、私たちが理解しやすいような色刷りのメモや、標題が付けられている資料などがたくさん提供されました。弁護人の方は、事務的な書類みたいな感じで、ずらずらっと文章が書かれていたので、それを読み解くのに苦労しました。やはりそれだけ検察官の方が、この事件を見据えて掘り下げる時間があるのだろうな、弁護人は、他にもたくさんの事件を受け持っておられるのだろうな、と思いました。争いのない事件だったので、さっとスルーされた、当たり前前の事件の感覚で、弁護人からは書類が出されてきたのではないかと、事件に向き合うのが少し浅かったのではないかと感じました。

司会者：3番の方が担当された事件は、争いのない殺人未遂事件で、量刑が争点でしたが、聞き慣れない障害が被告人にあり、それと親子関係とが相まって起きた事件でした。弁護人が強調したかったポイントは、そういう被告人が抱え

ている障害であったり，親子関係の問題であったりしたわけですが，そこは，弁護人の主張を聞いていて響いてきましたか。

裁判員経験者 3：響いてはきたのですが，弁護人は，被害者であるお母さんが既に許しているのだから，もうよいのではないかというような感じの主張をされていきました。でも，それだけで済ませてよいのか，ちょっと違うのではないか，という思いが私としてはありました。

司会者：4番の方はいかがでしょう。

裁判員経験者 4：法廷でのやり取りは分かりやすかったです。弁護人，検察官，それぞれに聞き取りやすく感じました。

司会者：4番の方が担当された事件は，殺人事件で，非常に重い事件でした。被告人は事実を認めてはいるのですが，動機がすごく分かりにくく，人間関係もとても複雑で，なぜ事件が起きるのか分かりにくかったかと思います。その一方で，法廷で話す人は被告人だけで，証人尋問などは一切行われませんでした。なぜこんな事件が起きたのだろうということを理解するために，こういう人の話を直接聞きたかったという思いはありましたか。

裁判員経験者 4：ありました。事件には重要な関係者がいて，その人の供述調書は法廷で読まれましたが，納得できるような事柄ではなかったので，直接聞いてみたかったと思います。

司会者：審理の分かりやすさの点で，検察官から何か御質問はありますか。

宮川検察官：刺激のある証拠が，どういう形で取り調べられたのかという点や，それに対する御感想があれば教えていただきたいです。血の場面とかは白黒にするなどの加工をすることがありますが，そのような証拠を見たときに，もう少しちゃんと本物を見たかったという感想をお持ちかどうかをお聞きしたいです。

裁判員経験者 3：白黒に加工された，地面に流れ落ちた血液などの写真がモニターに小さく映されたのを見ました。他には，被害者の傷の部分について，お医者さんが書いた図面や，傷の深さや角度を分かりやすく示したCT画像も見ま

した。見る前に、今からこういう物を見ますよという声掛けをしていただき、気持ちを構えることができました。テレビのサスペンスで見慣れてしまっているせいか、あまりインパクトや、リアルな感じはありませんでした。

裁判員経験者 4：私の担当した事件は、被告人が被害者に馬乗りになって、コードで首を絞めた殺人事件でした。

司会者：被害者の御遺体の写真が証拠として出てきたと思いますが、白黒の写真でしたか。

裁判員経験者 4：はい。

司会者：法廷でその写真を見て、心理的、精神的にきついということはありませんでしたか。

裁判員経験者 4：なかったです。

司会者：裁判員に選ばれる選任手続期日の段階でも、殺人事件なので、こういう御遺体が写った写真などの証拠が取り調べられますというようなアナウンスはありましたか。

裁判員経験者 4：はい。事件の内容について説明があったので、殺人事件ということは分かりました。

司会者：それでは、実際に、自分が裁判員に選ばれて、殺人事件などを担当するということが分かったときに、もしかしたら、そういう傷や御遺体の写真を見ることになるのかも知れないということは考えていましたか。

裁判員経験者 3：裁判員裁判では重大事件を扱っているということを勉強しており、普段の生活とは全く違う世界の事件を垣間見るのだろうという意識があったので、心を強く持って臨みました。

司会者：せっかく強い心を持って臨んでいただいたにも関わらず、実際には、3番の方の場合、白黒の小さな写真や、お医者さんが傷の様子を描いた人体のイラストや、傷の深さや角度を示したCT画像しか見なかったということですね。そういうことに対して、不全感というか、もっと見たかったというようなお気持ちはありましたか。

裁判員経験者 3：それは一切ないです。

司会者：それでは、評議の方にも話を進めさせていただきます。評議が始まるまでは、法廷で情報をインプットしていただいたのですが、評議の場では、一転してアウトプットになります。皆さんに活発に意見を述べてもらい、裁判所としての一つの意見を作っていくという作業になったと思います。この評議の場面で一番大事なものは、裁判員の皆さんに自由に意見を言っていただくということです。

そこで、評議をしていて、意見を言うのが難しかったというような場面はありましたでしょうか。評議全般に対する感想でも構いません。やりにくかったという場面も含めて、教えてください。もしも、意見を言いにくかったという場面があったのであれば、それは、法廷でのやり取りが分かりにくかったからなのか、そうではなくて、評議室で司会役の裁判官が何を聞いているのか分からなかったからなのか、どの辺りに原因があったのかも併せてお聞かせ願えたらと思います。

裁判員経験者 1：評議中は、話しやすい空気だったと思います。弁護人側の資料で分かりにくいところがあったときはフォローしていただきました。また、裁判員に話を促すときにランダムに当てていただいたのも、話しやすくてよかったです。ですので、質問や意見も言いやすかったです。

裁判員経験者 2：皆さんそれぞれが積極的に意見を出している感じでした。ずっと同じところを話し合っている感じがして分かりにくい場面もあったのですが、最終的にはそういうことか、と分かった感じです。

裁判員経験者 3：具体的には思い出せないのですが、親子間のことだったので、子供さんの成育過程も問題になっていました。私は子供たちの健全育成に携わる職業をしてきたので、どうしてもそういう視点で考えてしまうという発言をしたときに、裁判長から、評議では犯した行為に対しての刑罰を考えるとところだから、その視点を忘れないようにという御意見をいただきました。そのときに、ああ、そういうことなんだな、と認識し、とても勉強になりました。

裁判員経験者 4：私は、裁判員として事件に向き合う場合には、感情を入れたりすることはしてはいけないと考えていました。評議では、それでよかったのだと改めて思いました。

芹澤裁判官：今回、皆さんは責任能力や精神障害、それから、刑の重さといった、なじみの薄いと思われるところについて、評議の中で意見を求められたと思います。評議の中では、裁判官が説明をしたと思いますが、最終的には、自分自身の意見もちゃんと言えたというような感想を持たれましたか。それとも、裁判官に影響された、流された、というような感想を持たれましたか。その辺りをお聞かせいただければと思います。

裁判員経験者 1：私が担当した事件は、そんなにややこしくはなかったので、裁判官に影響されたとか、空気にのまれたという感覚はなかったです。

裁判員経験者 2：皆さん順番に、はっきり自分の意見を言っていたと思います。裁判官は、むしろ一生懸命に意見をまとめてくれている感じでした。

裁判員経験者 3：裁判員に選ばれた方たちには、私と同年代の年配の女性が何人かいらっしゃって、忌憚のない意見をどんどん発言されていました。また、看護経験のある方もいらっしゃり、そのような立場から、負傷の程度の話などもされていました。若い男性も一人いらっしゃったのですが、被告人と同年代なので、どのように思うかと意見を求められると、一生懸命考えて自分の意見を話しておられました。議論はとても良い雰囲気で行って進んでいきました。

裁判員経験者 4：裁判官に流されることなく、でも、経験を積んでおられる方々の意見も大切なことだと受けとめた上で、自分の意見を言うことができました。

(休憩)

司会者：それでは、二つ目の話題に移らせていただきます。二つ目は、裁判員を経験されたことによる御自身の変化についてお伺いしたいと思います。裁判員を経験する前と経験した後で、御自身の考えや行動、日々の暮らしに何か変化はあったでしょうか。そういうことがあれば、お聞かせいただけたらと思いま

す。

裁判員経験者 1：裁判員を経験するまでは、テレビのニュースやネットで話題になっている内容をそのまま受け取って、「めっちゃ悪いやつやな。」とか、「死刑でいいんじゃないか。」というように安易に考えることもあったのですが、裁判員を経験して、表に出ていない事柄や人間関係などの背景というものもたくさんあって事件は起こっているの、そんなに簡単なものじゃないと思いました。そして、何か意見するにしても、深く考えるようになりました。表面的なことで答えを出すのではなく、その裏側には一体どういう人がどんなふうに絡んでいるのかなど、慎重に考えるようになったと思います。

裁判員経験者 2：私も、事件になるまでの過程とか、犯してしまった罪の重さなどを考えたりして、非日常的なお仕事をさせてもらったことで、ものを見る角度が変わったように思います。また、責任の重い仕事をさせてもらって、達成感があり、自信にもなりました。

裁判員経験者 3：私が担当した事件では、被告人に発達障害があり、苦しい部分があったのではないかと、そして、被告人のお母さんも被告人をうまく育てることができなかったということがこのような事件につながったのではないかとこの話が出ました。私は仕事柄、そのような障害を持つ子供さんたちと関わっていますので、これまでは、「もうお母さん、しょうがないよね。」と思っていた部分もあります。でも、そうじゃない、こういうときは周りがこうした方がいいんじゃないとか、大人がいろいろな働き掛けをしていかないといけないという思いを強く持ちました。

司会者：では次に、少し視点を変えて、日本の裁判員制度、あるいは、裁判について、裁判員を経験される前に抱いていた印象と、経験されて感じた印象とでは、何か変化はあったでしょうか。

裁判員経験者 1：裁判については、ドラマや映画の世界というイメージしかなくて、やはり非日常ではあったので、そんなに深く考えたことがなかったです。裁判所がどこにあるのかも気にしたことがなかったですし、弁護士さんの知り

合いがいても、その人がどういうことをされているか考えたこともなかったもので、本当に遠い世界の出来事という感じでした。でも、実際に裁判に参加してみて、自分や自分の身内、身近な人がこういうことになったときに、自分は冷静に考えられるのかと怖くもなり、リアルになったという意味では、非日常という印象は確かに変わりました。

司会者：2番の方は、裁判員を経験する前、そもそも日本の裁判について、何か具体的にイメージはありましたか。

裁判員経験者2：もっと硬い感じかなと思っていましたが、実際は、硬い雰囲気はなく、格好いいなという印象に変わりました。

裁判員経験者3：以前、裁判の傍聴に行かせていただいたので、そんなに敷居は高く感じませんでした。ただ、こんなに必死になっていろんなことを考えて裁判員裁判で出した結論が、上級審で覆されたということを新聞などで読むと、すごく腹立たしい気持ちになります。

裁判員経験者4：私は、裁判員を経験する前後で、日本の裁判に対するイメージの変化は特にありませんでした。

芹澤裁判官：皆さんが今回裁判員を経験されたことで、まだ経験したことのない人、今後もしかしたら選ばれるかもしれない人に対して、何か伝えたいことやこれだけは言っておきたいということがあれば、お教えいただきたいと思います。

裁判員経験者4：特別なメッセージはありませんが、もし聞かれたら、やってみればよいのでは、と言うと思います。ただ、人それぞれ、自分の物の見方や考え方があってと思うので、こちらがよかったと言っても、もしかすると違うかもしれませんし、その逆もあると思います。

司会者：3番の方は、御自分の体験談や、こんな感じだったよというようなことを、身の回りの方にお話しされたでしょうか。

裁判員経験者3：職場で少し話をしました。裁判員を経験すると、自分と違うフィールドを知ることになり、人間が成長していく上で幅が広がっていくと感じ

たので、チャンスがあるなら、やってみるとよいよ、という話をしました。どういふ形であれ、健全な魂を持っている状態で、違ふフィールドを知るといふことは、とてもよいことだろうなと思います。

裁判員経験者 2：私が思ったのは、裁判はそんなに怖いものではなく、本当によい経験になったといふことです。犯罪を犯した人が絶対的な悪ではない場合もあつたり、いろいろなことが分かります。でも、もう一回裁判員を経験するとなると、やはり怖い事件に当たるのは、嫌だと思ひますね。

司会者：裁判員を経験された感想を、自分の身の回りの方にお話しされたことはありましたか。

裁判員経験者 2：はい。ただ、周りの人も、あまり聞いてはいけないと思ひているのか、掘り下げて質問をされることはなく、私も、裁判員になってよかったよ、法廷に初めて入って興味深かったよ、といふことを伝えたぐらいです。

裁判員経験者 1：もともと、裁判員制度を知ったときに、もしチャンスがあるならやってみたいといふ思ひがあつたので、マイナスな印象はなかつたです。そして、実際に経験して、冷静な立場で、社会の仕組みなどを身をもって体験できるチャンスをせつかくいただいたのなら、絶対にやってみる方がよいよと周りの人に勧めました。

司会者：では、最後に裁判官、検察官、弁護士からも一言ずつ、御感想をいただけたらと思ひます。

高山弁護士：弁護士は、刑事裁判では被告人の立場に立ちますので、一般の市民の方からすると、なぜこの人をそんなに弁護する必要があるのだろうと思われられるかもしれません。弁護士としては、刑事裁判といふ機会を通じて、弁護士の役割を皆様にお伝えするといふことも役割としてあります。そうすると、実際の事件ごとに弁護活動がしっかりしていないと、悪い印象だけが残ってしまうことになりかねません。皆さんのお話を聞いて、やはり分かりやすく伝えるといふこと、弁護士は何をしようとしているのかを伝えるといふことは、やはり大事だなといふことを痛感しました。他の弁護士に、裁判員の皆様にこういふ

ふうに見られているよということを伝えて、私自身も含めて、また、次の事件にそれを生かせるようにしたいと思います。本日は、どうもありがとうございました。

芹澤裁判官：本日は、大変貴重な御意見をありがとうございました。私が裁判官として裁判員裁判に参加して、特に評議の中で、皆さんといろいろな意見を言い合っている中で、こんな考え方もあるのだとはっとさせられる場面や、気付かせていただく場面というのが多々ございます。自分自身の考えは持ちつつ、改めて考えるきっかけにもなっております。そういった中で、私自身、一裁判官としての経験値を高めていく上で、貴重な場だなということをいつも感じております。また、裁判員裁判の中で、事実認定のあり方や法律の適用、それから、刑の重さを決める際、裁判員の皆さんの市民感覚、常識感覚といったものが反映されていくことを通じて、裁判自体をより良いものにしていく必要があるということをつくづく感じている次第です。

宮川検察官：私も、裁判員裁判を担当しておりますと、裁判員の皆さんの、事件に対して真剣に取り組んでおられる、向き合っておられる姿勢をひしひしと感じているところです。こちらも、分かりやすい主張や立証をしていかないといけないな、ということを、本日皆さんからの感想などをお聞きして、いま一度考えさせられました。貴重な御意見をいただきましたので、それを踏まえて、今後につなげていきたいと思っております。本日は、ありがとうございました。

司会者：それでは、時間になりましたので、これで裁判員経験者と法曹三者との意見交換会を終了させていただきます。本日参加していただいたことについて、改めて感謝を申し上げます。どうもありがとうございました。

以 上